

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額改定の目安について答申しており、本年度についても、今後、地域別最低賃金改定の目安について答申することが見込まれる。

昨年度の同審議会の答申においては、島根県はランクDに位置づけられ、引上げ額の目安は30円とされた。昨年度、島根地方最低賃金審議会は、島根県労働局長に対し、上記の中央最低賃金審議会の引上げ額の目安を踏まえ、島根県における1時間あたりの最低賃金を824円から857円に改定すること（33円の引上げ）が適当であるという旨の答申を行った。この答申を踏まえ、島根県においては最低賃金を857円に引き上げる改定がなされ、令和4年10月5日に効力を生じ、現在に至っている。

- 2 最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」等を目的としている（最低賃金法第1条）。この制度は、「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）」としての位置づけられるべきものであり、最低賃金を基準にしてフルタイムで働いた場合に、労働者が人間らしい生活を営むことができる程度の賃金を得られることができるよう制度を運用することが求められる。

島根県においては、令和4年度の最低賃金の改定にて、中央最低賃金審議会が示した引上げの目安（30円）を3円上回る33円の引上げ行われた。令和3年度にも中層最低賃金審議会の引上げ目安を4円上回る引上げが行われていることも踏まえると、一定程度評価できるようにも思われる。

- 3 しかしながら、島根県の最低賃金の金額は、全国的な水準に照らして低い状態が続いている。すなわち、昨年度、東京都の最低賃金は1072円に引き上げられたところ（前年度比31円の増額）、最低賃金の最も高い東京都と比較すると、島根県の昨年度の改定後の最低賃金額はこれを215円も下回っている。さらに、昨年度の改定後の最低賃金の全国加重平均額は961円になるが、昨年度の改定後の島根県における最低賃金額はこれを104円も下回っていることになる。

島根県においては、若年労働者が都市部へ流出するという傾向が続いているが、上記のような格差がこのような現象の一因をなしているものと考えられる。また、このような格差は、年々広がる傾向にある。島根県のみならず、全国的なレベルで見ても、地方の活性化をはかるためにもこの格差を速やかに解消することが重要である。

- 4 そうした中、本年4月6日、中央最低賃金審議会において、最低賃金の目安を示す区分の変更がなされた。すなわち、これまでは、全国の都道府県をAないしDの4つのランクに区分していたものを、AないしCの3つのランクに区分することとされた。そして、島根県は、従前はDランクに区分されていたところ、Bランクに属するものとされた。

今回の区分変更によって、中央最低賃金審議会の示す島根県の引き上げ目安額が従前のランク分けと比較して増額される可能性も相当程度あるものと思われるが、上記のとおり地域間格差は未だ深刻であり、島根県において大幅な最低賃金の引き上げを行う必要性は大きいというべきである。

- 5 他にも、最低賃金の引き上げにより、労働者の離職率を下げ、労働者が短期で交代することによる新規採用・訓練のコストを減らし、生産性の向上につながることや、さらに、賃金が消費に回り地域的及び全国的な経済成長につながることなどのメリットも見込まれることから、この点

からも最低賃金の大幅な引上げが求められる。

- 6 以上のことから、島根地方最低賃金審議会は、島根県の地域別最低賃金額の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2023（令和5）年5月30日

島根県弁護士会

会長 福島 薫